

工事完了検査を受けるための確認事項

都市計画法第 36 条第 1 項の規定により、開発許可を受けた者は、工事が完了したときは(工区分けしている場合は工区ごと)、小規模開発であっても、工事が完了したことを届け出て、検査を受ける必要があります。

完了検査手数料は開発許可手数料に含まれています。

工事完了届出書を提出する際には、以下の点にご注意下さい。

〈届出先〉

開発区域の所在市町村の開発許可事務担当窓口へ提出して下さい。
窓口の詳細は、別添「茨城県開発許可事務担当窓口」をご覧ください。

〈届出に必要な書類〉(参考)

- 工事完了届出書 (省令別記様式第4(第29条関係))
- 開発行為許可書の写し (開発行為変更許可書を含む)
- 委任状 (申請者本人が提出する場合は不要)
- 現地案内図
- 確定測量図
- 新たに設置された公共施設の用に供する土地の所有権移転登記に必要な書類
- 土地利用計画図 (変更があった場合は、変更前・変更後の図面)
- 給排水計画図(大規模開発)
(変更があった場合は、変更前・変更後の図面)
- 公図
- その他 (必要に応じて追加資料を提出していただくことがあります)

〈工事完了検査時に必要な書類等〉

- 開発行為許可書及び開発行為許可申請書の副本
(許可済のスタンプが押されたもの)
- 工事写真(工事完成後埋設される部分等)

別添「工事写真確認表」を参考にして下さい。

〈工事完了検査の留意点等〉

- 工事完了検査を受ける前には、必ず工事が完了していることを現地確認して下さい。また、事前に別添「開発行為の工事完了チェックリスト」または「小規模開発行為の工事完了チェックリスト」を参考に工事の施工状況を確認して下さい。
- 現地検査、工事写真等により確認できない場合については、破壊検査を指示することがあります。
- 開発許可の内容に変更が生じていないか確認してください。変更内容により、開発行為変更許可申請、または開発行為変更届が必要になります。手続きについては開発許可を受けた機関に確認して下さい。
- 開発行為により整備された公共施設については、公共施設管理者との連絡調整を行い、工事完了検査手続きと公共施設の帰属手続きを並行的に進めて下さい。（開発行為に関する検査済証は、原則として上水道、下水道、消防、道路法等の検査が合格となってから交付となります。）
- 建築物等が完成している場合は、建築確認申請に係る完了検査の日程確認をして下さい。
- 工事完了検査の日時は希望にそえない場合があります。